

令和2年5月28日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽 鳥 裕
松 本 吉 郎
城 守 国 斗
平 川 俊 夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた
各種健診等における対応について

令和2年5月25日、全ての都道府県において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び同措置が解除されたことを踏まえ、今般、厚生労働省所管法令に基づく各種健診等の取扱いについて、厚生労働省関係部局連名により各都道府県等宛て別添のとおり通知がなされましたのでご連絡申し上げます。

本通知に基づく基本的な対応の概要は下記のとおりであり、詳細は別添通知及び別紙Q&Aをご確認ください。

なお、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を含む高齢者保健事業についても事務連絡がなされ、これまでの長期間の外出自粛による健康影響等を念頭に、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と相談の上で実施すること等について、周知がなされておりますので併せてご送付申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等の実施について

- ①健康増進法に基づく各種健診・保健指導等
- ②特定健診・保健指導、高齢者健診、その他の保健事業
- ③母子保健法に基づく健診等

- ・各種健診等の実施にあたっては、各健診の実施主体において、地域の感染状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえ、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上、実施する。
- ・仮に延期等の措置をとる場合は、受診者に対し、別に各種健診等を受ける機会を設ける。
- ・特定健診等について、昨年度の特定健診の結果が受診勧奨域であった者等については、受診勧奨に努めるなど重症化予防のための適切な措置を講じる。

④労働安全衛生法に基づく健康診断

- ・一般健康診断について、令和2年6月末までの実施が求められるものについては、

実施時期を延期して差し支えないが、延期をしたものについては、可能な限り早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とする。

- ・特殊健康診断については、その目的に鑑み実施する必要があるが、十分な感染防止対策を講じた健診実施機関での実施が困難である場合には、令和2年6月末までの実施が求められるものについては、実施時期を延期して差し支えない。延期をしたものについては、可能な限り早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とする。

2. 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について

①健康増進法に基づく各種健診・保健指導等

②特定健診・保健指導、高齢者健診、その他の保健事業

③母子保健法に基づく健診等

- ・集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期する。
- ・個別で実施するものについては、各健診の実施主体において、実施時期や実施方法、必要性、緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上、実施するか否かを判断する。
- ・延期等を行った場合は、受診者に対し、別に各種健診等を受ける機会を設ける。
- ・特定健診等について、昨年度の特定健診の結果が受診勧奨域であった者等については、受診勧奨に努めるなど重症化予防のための適切な措置を講じる。

④労働安全衛生法に基づく健康診断

- ・1と同様の取扱いとする。

3. 各種健診等を実施する際の感染拡大防止等について（共通）

各種健診等を実施する場合には、以下の点に留意し、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施すること。

- ・各種健診等を集団で行う会場等では、マスクの使用、会場入口へのアルコール消毒液の設置や手洗いなどによる手指衛生の徹底、体調不良受診者の事前の把握（受付時の発熱等症状の確認など）など適切に対応する。
- ・訪問指導等で家庭を訪問する場合、当該事業の社会的必要性等を踏まえ、感染拡大防止のため、訪問先家庭の対象者や家族に発熱や呼吸器症状がないか確認するとともに、従事者は、訪問時の手洗い、マスク・エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行う。
- ・各種健診等を個別に実施する場合についても、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

※参考：別添2「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
別添3 政府公表資料